

介護従事者確保総合推進事業（外国人留学生生活支援事業）実施要領

1 要領の目的

この要領は、令和7年度（2025年度）介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱に定める事項のほか、介護従事者確保総合推進事業実施要綱2の（6）に定める外国人留学生生活支援事業（以下、「本事業」という。）の実施に関する必要な手続き等について、必要な事項を定め、事業の円滑な実施に資することを目的とする。

2 用語の定義

この要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 介護サービス事業所等

都道府県の指定を受けて介護保険法（平成9年法律第123号）第8条各項（介護職員の配置が義務づけられていない第4項、第5項、第6項、第12項、第13項及び第24項を除く）及び同法第8条の2各項（介護職員の配置が義務づけられていない第3項、第4項、第5項、第10項、第11項及び第16項を除く）に規定するサービスを実施している介護サービス施設及び介護サービス事業所

(2) 奨学金等

介護サービス事業所等が、外国人留学生に対して学費等及び居住費などの生活費の貸付を行う経費の名称

(3) 留学生

在留資格「留学」で留学し、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下、「法」という。）第40条第2項第1号から第3号の規定による文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「養成施設等」という。）に在学する者及び養成施設等への入学を前提とした日本語学校に在学する者

3 補助対象者

本事業の対象者は、道内で介護サービス事業所等を運営する法人（法人本部が道外の場合であっても、介護サービス事業所等が道内にある場合は対象）とする。

4 補助対象経費等

補助対象経費、補助金額及び補助率は次のとおりとする。

なお、留学生が国費や道費を含む他の類似する貸付を受けている場合は対象としない。

ただし、日本語学校修学分について本事業を活用し、養成施設等修学分に他制度を活用するなど、本事業と他制度が重複しない場合は差し支えない。（例えば、他制度において学費の助成を受け、本事業で居住費などの生活費を利用することも可能）

	補助対象経費	基準額（留学生1人当たり）	補助率
日本語学校	学費（授業料、施設設備費等）	年額600千円以内	1／3以内
	居住費などの生活費（※）	年額360千円以内	
養成施設等	学費（授業料、施設設備費等）	年額600千円以内	
	入学準備金	200千円以内（1回限り）	

	就職準備金	200千円以内（1回限り）	
	国家試験受験対策費用	年額40千円	
	居住費などの生活費（※）	年額360千円以内	

※現行の補助基準額を超えて支援を行った場合に限り、以下①②のとおり基準額を加算。

① 年額 240 千円以内

② 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月 50 千円以内（入学初年度に限る。）

5 補助事業者が留学生と奨学金等の契約を行う際の留意点

(1) 補助事業者は、留学生と奨学金等の契約をする際は、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項（平成30年3月法務省入国管理局）に基づいた契約内容とすること。

(2) 契約書には、貸付した奨学金等の使用用途がわかるように明記すること。

ただし、事業所が定める貸付規程や別紙に定める等、契約書に明記しない方法により使用用途を定めている場合は、その限りではない。

6 貸付対象外となる場合の手続

交付決定後、留学生が次のいずれかに該当する場合は、貸付対象外となるため、道に速やかに報告を行うこと。

(1) 奨学金等の貸付を受けることを辞退したとき。

(2) 国費や道費を財源とする介護福祉士修学資金貸付金等類似する事業により、同様の対象経費について重複して貸付を受けているとき。

(3) 負傷、疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。

(4) 退学したとき。

(5) 死亡したとき。

(6) その他奨学金等の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

7 留学生に対する返還免除

留学生が次のいずれかに該当する場合は、補助事業者は、補助金相当分の奨学金等の返還を免除するものとする。

(1) 養成施設等を卒業後1年以内に、法第42条第1項の登録を受けて行う次に掲げる業務又は職務（以下「介護等の業務」という。）に従事し、かつ、当該介護等の業務に従事した期間が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域において従事した場合は、通算して3年、その他の場合にあっては引き続き5年（返還猶予者に係る場合には、通算して5年）に達したとき。

ア 介護保険法及び老人福祉法に規定する介護サービス事業所等において利用者等に行う入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話等の業務

イ アに掲げるもののほか、介護等の便宜を供与する業務であって、知事が適当と認めるもの

(2) (1)に規定する介護等の業務に従事する期間中に、当該業務上の理由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

8 介護等の業務に従事した期間の計算

- (1) 7に規定する介護等の業務に引き続き従事した期間を計算する場合においては、留学生が当該介護等の業務に従事した日の属する月から当該介護等の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数を算入するものとする。ただし、留学生が介護等の業務に従事しなくなった日の属する月において再び当該介護等の業務に従事することとなったときは、その月を1箇月として算入するものとする。
- (2) 7に定める3年（又は5年）の計算については、次のとおりとする。
- ア 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上。
 - イ 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上。

9 補助金の返還

補助事業者は、留学生が次のいずれかに該当する場合は、速やかに補助金額の全部又は一部を道に返還しなければならない。

- (1) 貸付の決定が取り消されたとき。
- (2) 奨学金等の貸付を行った留学生が、退学等により卒業に至らなかったとき。
- (3) 養成施設等を卒業後1年以内に介護等の業務に従事しなかったとき。
- (4) 介護等の業務に従事した場合において、その従事した期間が7の(1)に規定する期間に達しないうちに当該業務に従事しなくなったとき（7の(2)に該当する場合を除く）。

10 返還の猶予

留学生が次のいずれかに該当する場合は、知事は、その理由が継続する期間、補助金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害、疾病その他のやむを得ない理由により、就業が困難になったと認められるとき。
- (2) 疾病その他のやむを得ない理由により介護等の業務を中断するに至った場合において、当該中断の生じた日から1年以内に再び当該業務に従事することが確実であると認められるとき。

11 返還の債務の免除

留学生が次のいずれかに該当する場合は、知事は、補助金の返還金額の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 介護等の業務に従事した場合において、当該業務に引き続き従事した期間が補助した期間に相当する期間以上のとき。
- (2) 死亡したとき。

12 現況報告の提出

補助事業者は、奨学金等の貸付を行った留学生について、貸付の翌年から、当該法人の運営する介護サービス事業所等に就職した後、若しくは、当該法人の運営する介護サービス事業所等から道内の別法人の介護サービス事業所等に就職した後、継続（又は通算）して3年（又は5年）経過するまでの間、毎年6月30日までに道に現況を報告しなければならない。

13 申請等の必要書類

この補助金の交付の申請等に係る必要書類は、告示及び介護従事者確保総合推進事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 交付申請

- ア 外国人留学生調書（保福第490号様式）
- イ 奨学金等の契約書の写し（留学生が自筆で署名したもの）及びその添付書類（貸付規程等）
- ウ 在学証明書（保福第491号様式）
- エ 留学生の在留カードの写し

(2) 実績報告

- ア 卒業（見込）証明書の写し（留学生が最終学年の場合）
- イ 採用通知書の写し等（就職準備金を申請している場合）

(3) 現況報告

- ア 外国人留学生生活支援事業現況報告書（別紙1）
- イ 留学生の現況報告一覧表（別紙2）
- ウ 在職証明書（別紙3）
- エ その他関係書類（健康保険被保険者証の写し等の留学生を雇用していることを証する書類）

(4) 返還の猶予

- ア 猶予申請書（別紙4）
- イ 申請の理由を確認できる書類

(5) 返還の発生

- ア 外国人留学生生活支援事業返還発生報告書（別紙5）
- イ 返還対象者一覧（別紙6）
- ウ 減免金額計算書（別紙7）

(6) 返還の免除

- ア 返還免除報告書（別紙8）
- イ 免除対象者一覧（別紙9）